

掛川市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成23年7月4日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月4日

掛川市長 松井三郎

市 道 認 定 路 線 表

NO	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	中央小南線	下俣字権現134-18	下俣字権現134-5	